

群馬県職員措置請求監査結果

第1 主文

本件措置請求を棄却する。

第2 請求人

第3 請求書の提出

令和2年9月14日

なお、請求人に対し、同月18日に補正を求め、同月25日に補正が行われた。

第4 請求の内容

1 請求の要旨

県議会議員の議員報酬等支給条例（昭和26年群馬県条例第9号。以下「支給条例」という。）第5条により、議会の開会中、県議会議員に対して、旅費として1日につき6,200円が支給されている。これは調整日や議案調査日などの行事がない日でも、議会に登庁するだけで支給される。

ところが、八木田議員と萩原議員は、議会開会中の旅費（以下「本件旅費」という。）の支給日と同日に「県庁に行った」、「前橋に行った」として、政務活動費の支払を受けている。

当日2往復したのであればともかく、仮にそうでなかった場合、選良たる議員にとって、これらの二重請求や過大請求が単なるうっかりミスによるものとはおよそ考えにくく、とりわけ4期目の萩原議員の場合、今までも同様な二重請求を繰り返してきた可能性もあり、選良たる責任感の欠如に加え、故意に行った可能性も指摘される。

よって、二重請求・過大請求の可能性のある金額は、違法不当な支出であると認められる。

県民が日々、汗水垂らしてまじめに働き、納税義務を果たして納付した血税のうち、二重ないし過大に掠め取られたことにより、群馬県が本来果たすべき行政事務事業が、両議員により、その分無効にさせられたことが県の損害として生じる。

監査委員は、群馬県知事に対し、八木田議員に違法不当に支出された政務活動費56,425円及び支払から返還までの法定利息を加えた金額と、萩原議員に違法不当に支出された政務活動費84,360円及び支払から返還までの法定利息を加えた金額につき、両議員に各支出額（以下「本件政務活動費」という。）を返還させるなど、必要な措置を講じるように勧告することを求める。

2 事実証明書（各事実証明書の表題は、措置請求書における請求人の記載をそのまま記載した。ただし、陳述までに請求人から追加提出された資料は、当監査委員において表題を記載し、事実証明書19及び20として付番した。）

- (1) 事実証明書1 N o . 093 八木田議員 政務活動費自動車使用記録簿【令和元年5月分】
- (2) 事実証明書2 N o . 096 八木田議員 政務活動費支払証明書（交通費）【令和元年7月】
- (3) 事実証明書3 N o . 097 八木田議員 政務活動費自動車使用記録簿【令和元年7月分】
- (4) 事実証明書4 N o . 099 八木田議員 政務活動費自動車使用記録簿【令和元年8月分】
- (5) 事実証明書5 N o . 101 八木田議員 政務活動費自動車使用記録簿【令和元年9月分】
- (6) 事実証明書6 N o . 103 八木田議員 政務活動費自動車使用記録簿【令和元年10月分】
- (7) 事実証明書7 N o . 107 八木田議員 政務活動費自動車使用記録簿【令和元年12月分】
- (8) 事実証明書8 N o . 113 八木田議員 政務活動費自動車使用記録簿【令和2年3月分】
- (9) 事実証明書9 N o . 859 萩原議員 政務活動費自動車使用記録簿【令和元年9月】

- (10) 事実証明書 1 0 N o . 869 萩原議員 政務活動費自動車使用記録簿【令和元年 1 0 月】
- (11) 事実証明書 1 1 N o . 879 萩原議員 政務活動費自動車使用記録簿【令和元年 1 1 月】
- (12) 事実証明書 1 2 N o . 888 萩原議員 政務活動費自動車使用記録簿【令和元年 1 2 月】
- (13) 事実証明書 1 3 N o . 900 萩原議員 政務活動費自動車使用記録簿【令和 2 年 2 月】
- (14) 事実証明書 1 4 N o . 910 萩原議員 政務活動費自動車使用記録簿【令和 2 年 3 月】
- (15) 事実証明書 1 5 令和元年第 2 回定例会議事日程
- (16) 事実証明書 1 6 令和元年第 1 回臨時会議事日程
- (17) 事実証明書 1 7 令和元年第 3 回定例会議事日程
- (18) 事実証明書 1 8 令和 2 年第 1 回定例会議事日程
- (19) 事実証明書 1 9 政務活動費情報公開度ランキングについて
- (20) 事実証明書 2 0 住民監査請求に係る陳述資料

3 訂正依頼書

本件措置請求書に誤記があったため、請求人から訂正依頼書が送付され、令和 2 年 9 月 1 7 日付けで收受した。

第 5 監査委員の除斥

本件措置請求の審理に当たり、議会選出の監査委員は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「地自法」という。）第 1 9 9 条の 2 の規定により監査に加わらないこととなった。

第 6 補正について

1 補正依頼

本件措置請求については、地自法第 2 4 2 条第 1 項に規定する請求の要件を具備しているかどうか判断するに当たり不明な点が存在したことから、請求人に対し、令和 2 年 9 月 1 8 日付けで補正依頼通知を送付し、同月 2 5 日に補正書が提出された。

2 補正書の内容（当監査委員が補正を求めた事項に対する請求人の回答をまとめたもの）

(1) 誰に関する措置請求かについて

本件措置請求書の見出しには、群馬県知事に関する措置請求の要旨と記載されているのに対し、請求の対象となる執行機関又は職員については、八木田恭之県議会議員及び萩原渉県議会議員と記載されていたため、今回の措置請求は、監査委員が、誰に対して必要な措置を勧告することを求めるものなのかを確認する必要がある。

（回答）請求人から群馬県知事に対して必要な措置を勧告することを求める旨の回答があった。

第 7 請求の受理

本件措置請求は、地自法第 2 4 2 条第 1 項に規定する要件を具備しているものと認め、令和 2 年 1 0 月 1 日に受理を決定した。

第 8 監査の実施

1 監査対象事項

群馬県議会議員に対する政務活動費の支出について

2 監査対象機関

議会事務局総務課（以下「（議）総務課」という。）

3 請求人の陳述及び証拠提出

令和 2 年 1 0 月 1 2 日、地自法第 2 4 2 条第 7 項の規定により、請求人の陳述を聴取した。また、請求人から事実証明書 1 9 及び 2 0 が追加提出された。

また、萩原議員の違法不当に支出された政務活動費について、67,710円から84,360円に訂正する旨の申出があった。

4 監査の実施

令和2年10月23日、(議)総務課に対し、監査委員による対面監査を行った。また、これに先立ち監査委員事務局職員による事務ヒアリングを行った。

第9 監査の結果

1 (議)総務課の主張及び説明

(1) 政務活動費の趣旨について

普通地方公共団体の議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し交付されるものである(地自法第100条第14項)。

(2) 政務活動費の交付対象について

群馬県政務活動費の交付に関する条例(平成13年群馬県条例第31号。以下「政務活動費条例」という。)第2条の規定により、議会の会派に対して交付している。

(3) 政務活動費(交通費)及び旅費について

政務活動費(交通費)は、政務活動費条例別表のとおり、政務活動のため日常的に必要な交通費に充当することができる。

旅費は、支給条例第5条の規定により、議員が議会の招集に応じて会議又は委員会等に出席した場合に支給される。

政務活動費(交通費)と旅費の併給については、用務先が複数あり、議会活動の用務先と政務活動の用務先が分けられる場合は、それぞれ支出できるが、用務先が1つであり、同じ場所で議会活動と政務活動の両方を行った場合は、政務活動費(交通費)は支出できない。また、議会開会中の議案調査日における政務活動費(交通費)は、旅費と路程が重複しない範囲で、政務活動である限りは認められる。

(4) 政務活動費(交通費)及び旅費の重複における議会事務局の確認について

政務活動費(交通費)と旅費の支出記録との突合を行っている。また、会派に対しては、政務活動費マニュアルに沿って処理するよう指導している。しかし、本件政務活動費と本件旅費の重複は、発見できなかった。

(5) 本件政務活動費の訂正報告及び返還について

- ・ 現状、群馬県では訂正報告に関する規定(ルール)はない。
- ・ 自由民主党及びリベラル群馬(以下「両会派」という。)から、自主的に政務活動費の訂正報告書が提出され、その内容を審査したところ、適正と認められたため、これを受理して政務活動費の支給額の再確定を行った。

また、これにより残余額が発生したため、過年度戻入として、両会派に対し納入通知書を発行し、返還を求めた。

(6) 本件政務活動費の返還における法定利息(又は遅延損害金)について

両会派に対し、法定利息は求めている。政務活動費条例に法定利息や遅延損害金を求める規定はなく、民法(明治29年法律第89号)第704条に規定する悪意の受益者とは考えていないので、法定利息は不要と考えている。悪意の受益者と考えていない理由については、両議員は当初の収支報告書提出時に不適切な支出が含まれている認識はなかったと考えるためである。

また、政務活動費条例には政務活動費の収支報告書の提出期限を定めた規定はあるが、残余金の返還期限を定めた規定はなく、残余金の返還は期限の定めのない債務である(平成25年11月18日福岡地裁判

決)。

今回の返還金の納期限は、自由民主党は令和2年10月5日、リベラル群馬は同年11月4日、納入されたのが、それぞれ同年9月30日、同年10月21日であるため、支払遅延は発生していない。

(7) 本件措置請求における両議員の見解について

訂正報告書の提出を受け、改めて両会派に確認したところ、両議員とも疑いを持たれたこと自体が不注意であったことを反省しており、故意によるものではないとのことだった。

(8) 請求人の主張に対する見解について

ア 議会開会中、議員に対して旅費として1日につき、6,200円が支給され、調整日や議案調査日などの行事がない日でも、議会に登庁するだけで支給されるとする主張について

旅費の金額は、距離によるため、議員により異なる。6,200円は八木田議員の場合の金額である。

また、調整日や議案調査日でも支給されるが、議員活動を行うために登庁しているのであり、議会に登庁するだけで支給されるとする請求人の見解は当たらない。

イ 本件政務活動費と本件旅費の二重請求及び過大請求の可能性があるとする主張について

1日に2往復したことを説明できる日もあるが、時間がたっているので記憶が薄れている部分もあると会派からは聞いている。

本件政務活動費は、不当利得状態だった可能性はあるが、今回、自主的な訂正報告と返納等が行われたことにより、その状態は既に解消されたと考えている。

ウ 自動車使用記録簿に記された行先や使用目的はいずれも自己申告であり、政務活動との因果関係についても、復命書等、第三者に対して疎明し得る証拠がない限り、不信感を禁じ得ないとする主張について

議会として、政務活動費の使途の透明性の確保を図るため、具体的な運用を政務活動費マニュアルとして取りまとめ、会派間及び議員間において統一的な運用を図っており、自動車の走行距離による支払については、会派の代表者が証明することとされている。したがって、請求人の主張は当たらないと考える。

2 事実関係の確認

(1) 政務活動費の支出権限者について

政務活動費を群馬県議会の各会派の代表者に交付(支出)する権限については、群馬県財務規則(平成3年群馬県規則第18号)第3条及び群馬県事務委任規則(昭和43年群馬県規則第72号)第5条の規定により、知事から議会事務局長に委任されている。

(2) 知事に提出される書類について

会派の代表者は、政務活動費条例第9条第1項及び第3項の規定により、政務活動費に係る収支報告書及び領収書等の証拠書類を、当該年度の終了の日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならないこととされており、議長は、群馬県政務活動費の交付に関する規程(平成13年群馬県議会訓令第1号)第6条の規定により、当該収支報告書及び証拠書類の写しを知事に送付することとされている。

(3) 本件旅費と本件政務活動費の支出の突合について

ア 八木田議員

事実 証明書	令和元年度	議会活動	政務活動		本件政務活動費			本件旅費 支出の有無		
					走行キロ数	単価(円)	合計(円)			
1	5月16日	調整日	前橋市 県勤労福祉センター	消費者団体意見聴取	65	×	37	=	2,405	有
	5月21日	議案調査	前橋市 群馬自治労会館	自治労群馬県本部意見交換	85	×	37	=	3,145	有
	5月22日	議案調査	前橋市 天川原町	女性と政治を考える会	70	×	37	=	2,590	有
	5月計				220	×	37	=	8,140	
2, 3	7月		1,200-1,020=180キロ		180	×	37	=	6,660	誤集計
	7月計				180	×	37	=	6,660	
4	8月23日	議運委・本会議	前橋市 群馬自治労会館	自治労自治体議員連合総会	85	×	37	=	3,145	有
	8月計				85	×	37	=	3,145	

5	9月19日	議案調査	前橋市 群馬県庁	県教組意見交換	80	×	37	=	2,960	有
	9月26日	議案調査	前橋市 福対協ビル	国民民主党群馬県連地方議員情報交換	90	×	37	=	3,330	有
	9月30日	議案調査	前橋市 敷島公園	食と環境を考える会現地調査	80	×	37	=	2,960	有
	9月計				250	×	37	=	9,250	
6	10月3日	議案調査	前橋市 前橋市役所	前橋市職労意見交換	80	×	37	=	2,960	有
	10月8日	議運委	前橋市 群馬県庁	食と環境を考える懇親会	80	×	37	=	2,960	有
	10月29日	議運委	前橋市 群馬県庁	会派打合せ	80	×	37	=	2,960	有
	10月計				240	×	37	=	8,880	
7	12月5日	議案調査	前橋市 群馬県庁	観光による地域振興学習会	80	×	37	=	2,960	有
	12月10日	議案調査	前橋市 県勤労福祉センター	連合群馬政策研究会	70	×	37	=	2,590	有
	12月13日	議運委	前橋市 群馬県庁	県病院労組打合せ	80	×	37	=	2,960	有
	12月計				230	×	37	=	8,510	
8	3月2日	議案調査	前橋市 群馬教育会館	群馬県教組ヒアリング	80	×	37	=	2,960	有
	3月12日	議案調査	前橋市 群馬県庁	労働政策調査	80	×	37	=	2,960	有
	3月17日	議運委	前橋市 群馬県庁	会派打合せ	80	×	37	=	2,960	有
	3月25日	議運委	前橋市 群馬県庁	会派打合せ	80	×	37	=	2,960	有
	3月計				320	×	37	=	11,840	
	合計				1,525	×	37	=	56,425	

イ 萩原議員

事実 証明書	令和元年度	議会活動	政務活動	本件政務活動費			本件旅費 支出の有無			
				走行キロ数	単価(円)	合計(円)				
9	9月30日	議案調査	群馬県庁	中小企業の支援について	150	×	37	=	5,550	有
	9月計				150	×	37	=	5,550	
10	10月7日	委員会予備日	前橋市議会庁舎	各種団体からの要望聴取	150	×	37	=	5,550	有
	10月8日	議運委	前橋市議会庁舎	各種団体からの要望聴取	150	×	37	=	5,550	有
	10月16日	決算委	前橋市 県議会庁舎	台風19号被害状況調査	150	×	37	=	5,550	有
	10月21日	調整日	前橋市県議会庁舎	SGDsの普及について	150	×	37	=	5,550	有
	10月計				600	×	37	=	22,200	
11	11月28日	議案調査	高崎	国と県との連携について	180	×	37	=	6,660	有
	11月計				180	×	37	=	6,660	
12	12月5日	議案調査	前橋市	県民幸福度向上に向けた取り組みについて	150	×	37	=	5,550	有
	12月11日	特別委	前橋市	国体開催に向けた取組について	150	×	37	=	5,550	無
	12月13日	議運委	前橋市	群馬DCについて	150	×	37	=	5,550	有
	12月計				450	×	37	=	16,650	
13	2月18日	議案調査	群馬県庁	産業及び経済に関する意見交換	150	×	37	=	5,550	有
	2月19日	議案調査	群馬県庁	新型コロナウイルスの防止策について	150	×	37	=	5,550	有
	2月26日	議案調査	前橋テルサ	まちづくりシンポジウム参加	150	×	37	=	5,550	無
	2月計				450	×	37	=	16,650	
14	3月6日	議運委・本会議	前橋市	新型コロナウイルス県内拡大防止について	150	×	37	=	5,550	有
	3月16日	特別委	群馬県庁	新型コロナウイルス県内拡大防止について	150	×	37	=	5,550	有
	3月25日	議運委	群馬県庁	県全体の情報発信や誘客について	150	×	37	=	5,550	有
	3月計				450	×	37	=	16,650	
	合計				2,280	×	37	=	84,360	

※ 議会活動と政務活動の内容は、措置請求書における請求人の事実証明書による。

以上のとおり、同一日に本件政務活動費と本件旅費が支出されている日があること、及び八木田議員の令和元年度7月に誤集計による本件政務活動費の支出があることを確認した。

(4) 本件政務活動費の返還について

両会派から、議長に政務活動費に係る収支報告の訂正報告書が提出され、議会事務局が政務活動費交付額を再確定の上、以下のとおり、両会派に対して、請求人が主張する本件政務活動費（議員が議会出席簿に押印していない日を除く。）は、残余額の返還請求を行い、県の歳入になっていた。

また、法定利息は請求していなかった。

ア 自由民主党

- 令和元年度訂正報告書收受日：令和2年9月14日
- 請求日：令和2年9月23日（納期限：同年10月5日、納付日：同年9月30日）
- 納付額：177,008円（なお、納付額には、本件措置請求以外の訂正箇所も含まれる。）

イ リベラル群馬

- 令和元年度訂正報告書收受日（第1回）：令和2年9月14日

(第2回) : 同年10月13日

- ・ 請求日 : 令和2年10月20日 (納期限 : 同年11月4日、納付日 : 同年10月21日)
- ・ 納付額 : 66,045円 (なお、納付額には、本件措置請求以外の訂正箇所も含まれる。)

第10 監査委員の判断

1 判断

本件措置請求において、請求人は、八木田議員と萩原議員が本件旅費の支給日と同日に、本件政務活動費の支払を受けていることは二重請求、過大請求に当たり、違法・不当であるから、監査委員は、群馬県知事に対し、八木田議員に違法・不当に支出された政務活動費56,425円及び支払から返還までの法定利息を加えた金額と、萩原議員に違法・不当に支出された政務活動費84,360円及び支払から返還までの法定利息を加えた金額につき、両議員に返還させるなど、必要な措置を講じるように勧告することを求めているものと解される。

そして、本件措置請求において、違法・不当に支出された本件政務活動費を返還させるためには、本件政務活動費と本件旅費の支払において、明らかな二重請求及び過大請求があり、(議)総務課が両会派に対し、本件政務活動費の返還を求めている状態であればならない。

これを本件についてみるに、二重請求及び過大請求であると疑われる事例について、(議)総務課が両会派に対し、確認を求めた結果、両会派から議長に自主的に訂正報告書が提出され、議会事務局長が政務活動費交付額を再確定の上、残余金の返還請求を行い、県の歳入になっていることで、請求人の主張する県の損害は補填されていると認められる。

また、法定利息については、政務活動費条例には当該法定利息を求める規定はない。しかし、本件政務活動費は、一般原則である民法の不当利得に当たる可能性があり、その場合、民法第704条は、「悪意の受益者は、その受けた利益に利息を付して返還しなければならない。」と規定している。

そして、政務活動費における悪意の受益者であるかどうかの裁判例では、「民法704条の「悪意の受益者」とは、法律上の原因のないことを知りながら利得した者をいい、政務活動費からの各支出についていえば、議員としての活動との間に合理的関連性が認められない支出(すなわち、本件条例及び本件規程の定めに違反した支出)であることについて認識していることをいうものと解すべきである。もっとも、議員としての活動との間に合理的関連性が認められるか否かは、法的評価に関わる問題であるから、当該支出が合理的関連性を有さないことが明らかな場合でない限り、合理的関連性が認められないことについて悪意であると認めることはできないというべきである(平成30年8月28日東京地裁)。」と判示している。

本件政務活動費について、(議)総務課が会派に両議員の認識を確認したところ、疑いを持たれたこと自体が不注意であったことを反省し、故意によるものではないとのことであり、議員としての活動との間に合理的関連性が認められない支出であることについて認識していた事実を認めるに足る特段の事情がないことから、悪意があるとまでは認めることはできず、法定利息を請求しないことが違法又は不当であるとはいえない。

2 結論

以上のとおりであるから、請求人の主張には理由がなく、これを棄却する。

以上